

## 建設工事に係る条件付き一般競争入札（持参方式・簡易型）実施要領

### （趣旨及び定義）

- 第1条 この要領は、県が発注する建設工事について、受注意欲のある者の入札参加機会を確保するとともに、競争性の向上、発注までの期間の短縮及び入札参加希望者の負担軽減を図るため、建設工事に係る条件付き一般競争入札の簡易な実施に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 本競争入札 持参により入札を行う簡易な建設工事に係る条件付き一般競争入札をいう。
  - (2) 対象工事 本競争入札の対象となる工事をいう。
  - (3) 発注機関 対象工事を発注する県の機関をいう。
  - (4) 休日条例 和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）をいう。
  - (5) 土日 休日条例第1条第1項第1号に規定する県の休日をいう。
  - (6) 祝日 休日条例第1条第1項第2号に規定する県の休日をいう。
  - (7) 長期休暇期間 4月29日から5月5日までの日、8月13日から8月16日までの日及び12月29日から翌年の1月6日までの日をいう。
  - (8) 休日等 土日、祝日及び長期休暇期間をいう。
  - (9) 入札情報システム 和歌山県が設置する和歌山県公共工事等入札情報システムをいう。
  - (10) 入札公告 本競争入札を実施するために入札情報システム又は発注機関での掲示により行われる公告をいう。
  - (11) 技術資料 入札参加資格要件を満たすことを証明する資料をいう。
  - (12) 資格審査取扱い基準 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行）をいう。
  - (13) 県外建設業者資格審査取扱い基準 和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）をいう。
  - (14) 入札参加資格の再認定 資格審査取扱い基準又は県外建設業者資格審査取扱い基準に基づく資格の再審査による再認定をいう。
  - (15) 子会社等 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。
  - (16) 親会社等 会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。
  - (17) 会社等 会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。
  - (18) 更生会社 会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。
  - (19) 監査等委員である取締役 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における取締役をいう。
  - (20) 指名委員会等設置会社の取締役 会社法第2条第12号に規定する指名委員

会等設置会社における取締役をいう。

- (21) 社外取締役 会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。
- (22) 業務を執行しない取締役 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役をいう。
- (23) 執行役 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役をいう。
- (24) 持分会社 合名会社、合資会社又は合同会社をいう。
- (25) 持分会社の社員 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員をいう。  
ただし、同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。
- (26) 会社等の役員 会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、株式会社の取締役(監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社の取締役、社外取締役及び業務を執行しない取締役を除く。)、執行役、持分会社の社員、組合の理事又はこれらに準ずるものをいう。
- (27) 管財人 民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。
- (28) 組合等 複数の単体企業により構成される組合等をいう。
- (29) 地方入札審査会 和歌山県県土整備部建設工事等地方入札審査会運営要領(平成20年6月1日施行)に定める和歌山県県土整備部建設工事等地方入札審査会等をいう。
- (30) 入札参加者 本競争入札に参加しようとする者をいう。
- (31) 入札書等 発注機関の長が工事ごとに指定する入札書(別記第2号様式)及び入札書に添付する材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金及び安全衛生経費を記載した工事費内訳書をいう。
- (32) 技術資料等 技術資料及び入札公告において提出を指示する書類をいう。
- (33) 予定価格(税抜き) 予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。  
(対象工事)

第2条 対象工事は、県が発注する建設工事のうち予定価格(税抜き)が次の表に掲げる金額の範囲内の工事で、知事が選定したものとする。ただし、知事が特に必要と認めたときはこの限りでない。

予定価格(税抜き)	500万円未満
-----------	---------

(入札の公告)

第3条 対象工事を本競争入札に付するときは、原則として木曜日に、入札情報システムにより公告するものとする。ただし、当該木曜日が、祝日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日であって、休日等でない日に振り替えて公告するものとし、当該木曜日が、長期休暇期間に当たるときは、公告を行わないものとする。また、入札情報システムによる公告が困難な場合には発注機関での掲示により公告するものとする。

2 前項の規定により公告するときは、次に掲げる事項を共通入札公告(別記第1号様式の1)及び個別入札公告例(別記第1号様式の2)に定めることにより行うものとする。

(1) 入札に付する工事の概要に関する事項

- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札参加手続等に関する事項
- (4) 入札等に関する事項
- (5) 開札等に関する事項
- (6) 審査に関する事項
- (7) 落札者の決定方法に関する事項
- (8) 契約に関する事項
- (9) その他本競争入札の手続に関し必要な事項

3 入札公告の期間は、原則として10日以上とし、その期間には、土日及び祝日を算入し、長期休暇期間並びに入札公告の初日及び末日を算入しないものとする。  
(入札参加資格要件)

第4条 本競争入札に参加できる者は、単体企業（経常建設工事共同企業体を含む。以下同じ。）で、入札書を提出した日から落札決定日までの間、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 単体企業の構成員は、次に掲げる対象工事に共通する入札参加資格要件を満たしていること。ただし、経常建設工事共同企業体で参加する場合は、すべての構成員がア、イ、オ、カ、キ、ク及びケの要件を、共同企業体としてウ及びエの要件を満たしていること。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
  - ウ 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止の期間中でない者であること。
  - エ 資格審査取扱い基準若しくは県外建設業者資格審査取扱い基準に基づく資格の認定を受けている者又は入札参加資格の再認定を受けている者であること。
  - オ 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
  - カ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
  - キ 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。
  - ク 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出をしていない者でないこと。ただし、当該届出の義務がない者を除く。
  - ケ 同一入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
    - (ア) 資本関係
      - 以下のいずれかに該当する二者の場合
      - ① 子会社等と親会社等の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

- ① 組合等とその組合等を構成する単体企業の場合
- ② その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 工事ごとに定める次に掲げる入札参加資格要件のうち、次条の規定により決定する具体的要件を満たしていること。

ア 入札に付する工事に対応した業種の資格審査取扱い基準若しくは県外建設業者資格審査取扱い基準に基づく資格の認定を受けている者又は入札参加資格の再認定を受けている者であること。

イ 資格審査取扱い基準における格付けに関する要件を満たしている者であること。

ウ 資格審査取扱い基準又は県外建設業者資格審査取扱い基準における審査項目に規定する総合点数に関する要件を満たしている者であること。

エ 建設業の許可に関する要件を満たしている者であること。

オ 営業所の所在地に関する要件を満たしている者であること。

カ その他知事が定める要件を満たしている者であること。

(工事ごとに定める入札参加資格要件の決定)

第5条 前条第2号に規定する工事ごとに定める入札参加資格の具体的要件を定めようとするときは、次のとおり審議に付し決定するものとする。

(1) 本庁発注の工事については本庁各局が別に定める当該局の入札審査会の審議

(2) その他の工事については地方入札審査会の審議  
(設計図書等)

第6条 設計図書等の閲覧等については、入札公告に示した方法により行うものとする。

2 前項の閲覧等は、原則として、入札公告の期間について行うものとする。

3 設計図書等を電子化できる工事については入札情報システムによりインターネットを利用して取得させることができるものとし、フロッピーディスク、光ディスク、コンパクトディスク等の電子媒体に設計図書等を記録できる工事については電子媒体により配布することができるものとする。

(技術資料)

第7条 発注機関の長は、第4条に規定する入札参加要件を確認するため、入札公告を行った後速やかに、技術資料の作成に係る事項等を記載した技術資料作成要領を入札参加者に対して入札情報システム等により、交付するものとする。

(技術資料作成要領の入札公告による代替)

第8条 発注機関の長は、前条の技術資料作成要領に記載する技術資料の作成に係る事項が簡易である場合は、その内容を入札公告に示すことにより、代えることができるものとする。

(入札書等の提出方法)

第9条 入札参加者は、入札書等を入札公告に示す場所に持参し提出しなければならない。なお、持参以外の方法による提出は認められないものとする。

(入札書等の提出期間等)

第10条 入札書等の提出期間は、入札公告に定めた期間とする。

2 入札参加者は、入札書等を前項に定める提出期間内に提出しなければならない。

3 第1項に定める提出期間外に提出した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

4 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。

5 発注機関の長は、入札参加者及び入札執行者の事務の軽減を図るために必要と認めるときは、同一の場所における複数の入札の提出期間を同一期間に設定することができるものとする。

6 入札執行者は、前項の規定により複数の入札の提出期間を同一期間内に設定した場合は、入札書投函箱を複数設置するなど、入札参加者が入札書等の提出先を混同しないよう努めるものとする。

(入札書等の不受理)

第10条の2 次の各号のいずれかに該当する入札書等は、不受理とし、入札書不受理通知書（別記第3号様式）を添えて、入札者に返戻するものとする。

(1) 持参以外の方法により提出された入札書等

(2) 前条第1項に定める提出期間外に提出された入札書等

(入札の不成立)

第11条 入札公告で定めた開札日時において、次条第1号から第10号までのいずれにも該当しない者が1者に満たないときは、この入札を不成立とする。

2 前項の規定による入札不成立の判断は、開札日を基準に行うものとし、入札が成立した後であっても、開札日において入札不成立の条件を満たすことが明らかであったと判明した場合は、当該入札を不成立とする。

(失格)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は失格とし、失格となった者は落札候補者となることができない。

(1) 同一の入札について、2以上の入札をした者

(2) 金額の記入がない入札書による入札をした者

(3) 金額を訂正した入札書による入札をした者

(4) 第9条に規定する入札書を用いないで入札をした者

(5) 建設業許可番号が記載されていない入札書による入札をした者

(6) 商号若しくは名称（経常建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名及び代表幹事の商号又は名称）、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書により入札をした者

(7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札をした者

- (8) 工事費内訳書を提出しない者
- (9) 明らかに談合その他の不正な行為によって入札をしたと認められる者
- (10) 第4条に規定する要件を満たさない者
- (11) 最低制限価格を設定した工事において、最低制限価格未満の価格による入札をした者
- (12) 指定する期限までに技術資料等を提出しなかった者
- (13) 虚偽の技術資料を提出した者
- (14) 工事費内訳書において、意思表示が不明瞭な入札をした者
- (15) 入札書提出時において材料費、労務費、国土交通省令で定めた経費（以下「労務費等」という。）の記載がない工事費内訳書を提出した者であって、入札書の提出後、提出を指示された日から起算して、原則として2日以内（休日等を含まない。）に労務費等を記載した工事費内訳書を追加提出しなかった者
- (16) 前各号に掲げる者のほか、入札公告において指示した事項に反して入札をした者

(入札経過書の作成)

第13条 入札執行者は、開札日に、入札経過書（別記第7号様式）を作成するものとし、対象工事に係る入札書等を提出した全ての入札参加者を記載するものとする。

2 第10条の2の規定により不受理とする場合は、その旨を入札経過書に記載するものとする。

(開札)

第14条 開札は、休日等を除く日のうちから発注機関の定める日時に行うものとし、その日時及び場所は入札公告に示すものとする。ただし、発注機関の長は、入札公告において複数の入札の開札日時を同一の時刻とした場合で、入札者及び入札執行者の事務の軽減を図る必要があるときは、入札執行者が予め定めた順序により開札を行うことができるものとする。

2 開札は、入札執行者が開札予定時刻になったことを確認した後、入札者の面前において行うものとする。

3 入札執行者は、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に關係のない職員を立ち会わせなければならない。

4 入札執行回数は、1回とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、その旨を告げ、開札手続を終了するものとする。

5 入札執行者は、開札後直ちに入札書に通し番号を付し、提出のあった入札書の数を公表した上で、開札手続を終了するものとする。

6 入札執行者は、開札手続き終了後速やかに、入札書を提出した入札参加者について第12条第1号から第10号までの規定に該当する者の有無を審査し、発注機関の長は、第11条の規定に基づき、開札日において当該入札が成立したか否かの判断を行うものとする。

7 入札執行者は、開札終了後、予定価格の制限の範囲内の価格で最も低い価格の入札者を最低価格入札者とする。なお、最低価格入札者が2者以上ある場合は、発注機関の長は、次条に規定する技術資料等の提出期限までの間に当該最低価格入札者にくじを引かせ、順位を決定するものとする。この場合において、くじを行う日時及び場所は発注機関の長が指定するものとし、指定する日時及び場

所に当該最低価格入札者が出席しない場合は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、順位を決定するものとする。

(落札候補者決定のための発注機関の長による入札参加資格要件審査)

第15条 発注機関の長は、休日等を除く日に前条の規定による当該最低価格入札者にファクシミリ又は電話により連絡し、技術資料等の提出を指示するものとする。

- 2 最低価格入札者は、発注機関の長から技術資料等の提出を求められた場合には、提出を指示された日から起算して、原則として2日以内（休日等を含まない。）に提出しなければならない。
- 3 一度提出された技術資料の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。ただし、発注機関の長は、必要と認めたときは、すでに提出された技術資料に關しより詳細な資料を提出させることができるものとする。
- 4 発注機関の長は、技術資料等の受領後速やかに、最低価格入札者が第4条に規定する入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行うとともに、第12条各号の失格事由に該当しないことを確認した上で、落札候補者として決定する。この場合において、最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たしていないときは、次順位者に対し技術資料等の提出を指示し、落札候補者が決定できるまで順次審査するものとする。
- 5 前項の審査の結果における落札候補者が、当該審査以降において第12条の規定による失格となった場合には、前項後段の規定の例により落札候補者を決定するものとする。
- 6 入札参加資格要件の審査は、入札参加資格要件審査結果調書（別記第4号様式）により取りまとめ、入札書等とともに発注機関で保存するものとする。
- 7 入札参加資格要件の審査は、開札日の翌日から起算して原則として5日（休日等を含まない。）以内に行わなければならない。

(最低制限価格の設定)

第16条 発注機関の長は、特に必要と認める場合には、最低制限価格を設けることができる。

(落札決定方法)

第17条 発注機関の長は、休日等を除く日に落札決定を行うものとし、第15条に規定する手続きを経て落札候補者となった者を落札者とする。

(落札者の決定又は入札参加資格要件不適格の決定)

第18条 発注機関の長は、前条の規定により落札者を決定したときは、当該落札者にファクシミリ又は電話により契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

- 2 発注機関の長は、第15条第4項の審査により当該最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たさないことを確認した場合は、当該最低価格入札者に対して入札参加資格要件不適格通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。
- 3 落札決定後、契約の日までの期間に、落札者（共同企業体の場合は構成員を含む。以下同じ。）が、第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

(入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第19条 前条第2項の通知を受理した者で当該通知に不服があるものは、当該通知が到達した日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に、発注機関の長に対して当該入札参加資格要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

- 2 当該入札参加資格要件を満たさないと認められた者が前項の説明を求める場合は、苦情申立書（別記第6号様式）を持参し、又は郵送して行うものとする。
- 3 発注機関の長は、第1項の規定により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に回答するものとする。
- 4 当該苦情の申立ては、第15条、第17条、前条及び次条の事務の執行を妨げないものとする。

(入札結果等の公表)

第20条 発注機関の長は、対象工事の入札結果を落札決定後速やかに、入札情報システム等において公表するものとする。

- 2 発注機関の長は、前項の公表までの間、入札経過及び入札結果の問い合わせには、一切応じないものとする。ただし、別に定めがある場合については、この限りではない。

(入札の延期、取り止め)

第21条 知事は、本競争入札において、事故等が発生したとき、不正な行為等により必要があると認めるとき又はその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取り止めができるものとする。

(費用の負担)

第22条 入札書等及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札参加者が負担するものとする。

(その他)

第23条 発注機関は、入札参加者が提出した技術資料を、当該入札参加者に無断で使用しないものとする。

- 2 対象工事の入札関連書類は、和歌山県ホームページに掲載するものとする。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成21年2月12日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月16日から施行し、平成21年5月1日以降に提出期間を定めた対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、平成22年4月15日以降に入札公告を

行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成25年8月12日から施行し、平成25年8月15日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成26年3月25日から施行し、平成26年4月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月30日から施行し、平成26年5月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成27年3月10日から施行し、平成27年4月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月19日から施行し、平成28年6月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成30年3月26日から施行し、平成30年6月1日以降に提出期間を定めた対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、施行日以降に契約を締結する対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月31日から施行し、令和元年6月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和元年8月28日から施行し、令和元年10月1日以降に契約を締結する対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和2年11月20日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に存する様式の用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

#### 附 則

この要領は、令和3年9月15日から施行し、令和3年10月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

#### 附 則

この要領は、令和4年5月17日から施行し、令和4年6月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

#### 附 則

この要領は、令和7年3月10日から施行し、令和7年4月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

#### 附 則

この要領は、令和7年12月12日から施行し、令和7年12月12日以後に入札書提出期間の初日を設定する対象工事から適用する。